令和6年度 涌谷町特産品開発支援事業 参加事業者募集要項

遠 田 商 工 会

1. 趣旨

涌谷町の農商工連携を強化し、相乗効果による地域経済活性化を図るため、令和2年11月4日 に涌谷町と企業立地協定を締結した、鶏肉の製造・加工事業を行う㈱ウェルファムフーズ進出にあ わせ、鶏肉や農産物等を活用した特産品(新商品)を開発、商品化を希望する事業者を以下の通り 募集する。

2. 参加資格

本事業の参加資格者は、上記1.の趣旨に賛同し、遠田郡内に事業所を有する団体及び個人事業者であって、以下全ての要件を満たす者とする。

- (1) 遠田商工会(以下、本会と言う)会員であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に 規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者ではないこと。
- (3) 特産品開発にあたり、後述の8. (1) 記載の本会等による伴走支援を受け、適宜事業の進捗状況を報告出来る事業者であること。
- (4) 本会に対して、直近の決算書(個人事業者は令和5年分、団体は直近年度の決算書類一式) を提出した上で、本事業期間中の売上等の実績を報告出来る事業者であること。
- (5) 事業終了後3年間においても各年度の決算資料を提出出来る事業者であること。

3.「特産品」の定義

涌谷町内の産品等を使用して加工又は製造された農林水産加工品で、涌谷町の魅力を発信することが出来る、広く町民及び観光客に親しまれるもの(飲食店における提供メニューでも可)。

4. 特産品開発に関する諸条件等

(1) 特産品に㈱ウェルファムフーズの製品 (鶏肉) を必ず使用する。

- (2) 事業実施期間における商品開発数、レシピ数等の下限はなし。
- (3) 令和6年5月8日(水) 開催「参加事業者説明会」に参加すること。
- (4) 製造業以外(飲食業等)の事業者は、令和6年10月までに開発した新メニュー(試作品) の提供を開始すること。
- (5) 製造業の事業者は、令和6年10月までに開発した新商品(試作品)を市場投入すること。
- (6) 令和6年12月開催予定の「特産品のお披露目会(仮称)」において、必ず開発した 特産品を出品すること。

5. 事業実施期間

令和6年6月~令和6年12月(7ヶ月間)

6. 参加事業者募集期間

令和6年4月8日(月)~令和6年5月17日(金)

7. 申込方法(申込は無料)

「涌谷町特産品開発支援事業 参加申込書」に必要事項を記入の上、遠田商工会涌谷事業所に 提出。参加申込書は本会各事業所窓口に設置する他、本会HPからも取得可能。

8. 参加事業者への支援体制

- (1) 本会、本会の上部団体である宮城県商工会連合会、宮城県よろず支援拠点等、各種支援 機関が連携して、参加事業者の個社支援を行う。支援は原則無料。
- (2) 特産品の試作品作成等、特産品開発にかかった経費の内、本会が認めるものについて、 事業者の業種に応じて一部を助成する。
- (3) 特産品開発にあたり、㈱ウェルファムフーズより製品サンプル等を提供予定。
- (4) 特産品開発にあたり、バイヤーとの商談が主たる目的の商談会等に出店する場合、出展に 係る経費の一部を助成する販路開拓支援事業助成金を申請可能。

【申込先・問い合わせ先】

遠田商工会涌谷事業所 担当 千葉

住 所:宮城県遠田郡涌谷町字新町裏110

電 話:0229-43-3450

FAX: 0229-43-3341

H P: https://www.tooda.miyagi-fsci.or.jp/

 $\ensuremath{ \nearrow} \ensuremath{ \smile} \ensuremath$

以上